

令和3年度 特別教育 実施日・受講料・受講要件等

18歳未満の就業は不可です。しかし知識を習得するために教育を受けることは可能です。

建設業労働災害防止協会徳島県支部

講習種別	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用） 運転特別教育（特・則36-9）		
実施日	① 5月18日（学科）～19日又は20日（実技） ② 7月19日（学科）～20日又は21日（実技） ③ 10月19日（学科）～20日又は21日（実技） ④ 2月2日（学科）～3日（実技） 追加開催		
実施場所	学科：徳島市富田浜2丁目10番地 徳島県建設センター 電話(088)622-3113 実技：小松島市芝生町宮ノ前16-1 讃岐リース(株)小松島営業所 電話(0885)32-8100		
講習時間	学科：1日目 8時30分～17時20分 実技：2日目 8時30分～16時終了予定		
受講料	全科目 19,200円（税込）	テキスト代	非会員 1,130円（税込） 会員 800円（税込）
受講資格者又は受講要件	1. 満18歳以上の者。（申請日での年齢） 2. 機体重量は3t未満		
対象業務	○ 整地・運搬・積込用及び掘削用建設機械（トラクターショベル、ドラグ・ショベル等）であって機体重量3t未満で自走できるものの運転業務		
講習種別	ローラー運転者特別教育（学科及び実技） （特・則36-10）		
実施日	① 6月29日（学科）～30日（実技）		
実施場所	学科：徳島市富田浜2丁目10番地 徳島県建設センター 電話(088)622-3113 実技：小松島市芝生町宮ノ前16-1 讃岐リース(株)小松島営業所 電話(0885)32-8100		
講習時間	学科：1日目 8時30分～16時20分 実技：2日目 8時30分～12時30分終了予定		
受講料	全科目 19,200円（税込）	テキスト代	非会員 1,510円（税込） 会員 1,000円（税込）
受講資格者又は受講要件	1. 満18歳以上の者。（申請日での年齢）		
対象業務	○ タイヤローラー・ロードローラー・振動ローラー・ハンドガイドローラー等を運転する者（機体重量は無制限）		

令和3年度 特別教育 実施日・受講料・受講要件等

18歳未満の就業は不可です。しかし知識を習得するために教育を受けることは可能です。

建設業労働災害防止協会徳島県支部

講習種別	のり面ロープ高所作業特別教育（学科及び実技）			
実施日	① 9月17日(学科及び実技) ← 延期 9 月 24 日 (学科及び実技)			
実施場所	学科：徳島市富田浜2丁目10番地 徳島県建設センター 電話(088)622-3113 実技：小松島市芝生町宮ノ前16-1 讃岐リース(株)小松島営業所 電話(0885)32-8100			
講習時間	学科：7時45分～12時30分 実技：14時00分～17時00分終了予定			
受講料	全科目 12,200円（税込）	テキスト代	非会員 2,200円（税込） 会員 1,000円（税込）	
受講資格者又は受講要件	1. 満18歳以上の者。（申請日での年齢） 2. 施行日(平成28年7月1日)以降にのり面ロープ高所作業に従事する作業者			
対象業務	○ 高さ2m以上で作業床を設けることが困難な箇所において、昇降器具を用いロープで身体を保持し行う作業(40度以上の斜面)			
講習種別	足場の組立て等の業務に係る特別教育（6時間）			
実施日	① 6 月 10 日 ② 8 月 6 日 ③ 10 月 26 日			
実施場所	徳島市富田浜2丁目10番地 徳島県建設センター 電話(088)622-3113			
講習時間	8時30分 ～ 16時20分終了予定			
受講料	全科目 7,600円（税込）	テキスト代	非会員 900円（税込） 会員 650円（税込）	
受講資格者又は受講要件	1. 満18歳以上の者。（申請日での年齢） 2. 施行日（平成27年7月1日）以降に足場の組立て、解体又は変更の作業に従事する者			
対象業務	○ 足場の組立て、解体又は変更に係る作業に従事する者			
※足場の組立て等の業務に係る特別教育受講に関する注意事項				
・ 地上又は堅固な床上における材料の運搬、整理等補助作業の業務を除く				
・ 足場の種類、高さに制限無し				
・ 適用日(平成27年7月1日)以前に下記の①～④該当者は特別教育を受講しなくても業務が継続できます。				
①足場の組立て等作業主任者技能講習修了者				
②建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）修了者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）修了者				
③とびに係る1級又は2級の技能検定合格者				
④とび科の職業訓練指導員免許者				

令和3年度 特別教育 実施日・受講料・受講要件等

18歳未満の就業は不可です。しかし知識を習得するために教育を受けることは可能です。

建設業労働災害防止協会徳島県支部

講習種別	自由研削砥石の取替え等の業務特別教育 (則36)		
実施日	① 8月5日(学科及び実技)		
実施場所	徳島市富田浜2丁目10番地 徳島県建設センター 電話(088)622-3113		
講習時間	8時30分～17時10分終了予定 ※実技教育は「自由研削砥石の取付け方法及び試運転の方法」		
受講料	全科目 11,700円(税込)	テキスト代	非会員 870円(税込) 会員 550円(税込)
受講資格者又は受講要件	1. 満18歳以上の者。(申請日での年齢) 2. 建設現場等で自由研削砥石等を使用する作業に従事する者。		
対象業務	○ ディスクグラインダ等の携帯用グラインダ・パイプカッター等の切断機、アスファルトカッター等のワングラインダ等の研削砥石の取替え及び試運転業務		
講習種別	低圧電気取り業務特別教育		
実施日	① 9月1日(学科及び実技) ② 11月15日(学科及び実技)		
実施場所	徳島市富田浜2丁目10番地 徳島県建設センター 電話(088)622-3113		
講習時間	8時30分～18時10分終了予定 ※実技教育は「開閉器の操作(1時間)」のみ		
受講料	全科目 8,500円(税込)	テキスト代	非会員 1,170円(税込) 会員 800円(税込)
受講資格者又は受講要件	1. 満18歳以上の者。(申請日での年齢) 2. 電気工事士等電気工事に従事する者及び建設工事で分電盤等の配線接続作業等を行う者。		
対象業務	○ 配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務(実技1時間分が相当する)		
備考	※ 当支部では、実技教育「低圧の活線作業及び活線近接作業の方法(7時間)」は実施しておりません。上記教育については、各企業での教育実施をお願いします。		

令和3年度 特別教育 実施日・受講料・受講要件等

18歳未満の就業は不可です。しかし知識を習得するために教育を受けることは可能です。

建設業労働災害防止協会徳島県支部

講習種別	酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育		
実施日	① 8月18日		
実施場所	徳島市富田浜2丁目10番地 徳島県建設センター 電話(088)622-3113		
講習時間	8時30分～15時40分終了予定		
受講料	全科目 7,100円 (税込)	テキスト代	非会員 1,170円 (税込) 会員 800円 (税込)
受講資格者又は受講要件	1. 満18歳以上の者。(申請日での年齢) 2. 酸素欠乏危険場所(ピット内、地下室、タンク内、坑内等)での作業に従事する労働者及び安全衛生担当者。		
講習種別	石綿使用建築物等解体等業務特別教育 (則36条、石則27)		
実施日	① 12月7日		
実施場所	徳島市富田浜2丁目10番地 徳島県建設センター 電話(088)622-3113		
講習時間	9時00分～15時10分終了予定		
受講料	全科目 6,400円 (税込)	テキスト代	非会員 930円 (税込) 会員 600円 (税込)
受講資格者又は受講要件	1. 満18歳以上の者。(申請日での年齢) 2. 石綿が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等・改修工事の作業に従事する者。 (平成21年4月の石綿障害予防規則改正に伴う教育時間の追加をとり入れています) (作業には特別教育修了者を就かせる事が事業者には義務づけられています)		
対象業務	○ 石綿を含む建材の解体作業など石綿等取扱いの業務		

特別教育 各受講申込書

〔開催日： 年 月 日 ～ 日〕

※ 受付NO,

※ 会員NO,

該当する講習欄に○印を入れて下さい。(1講習1枚です)

	足場の組立て等の業務		のり面ロープ高所作業(学・実)	※申請前6ヶ月以内に撮影した上三分身正面脱帽のもので無背景とする。
	小型車両系建設機械(整地等)		※低圧電気取扱い業務	
	ローラー運転者		自由研削砥石(グラインダー)	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業		石綿使用建築物等解体等業務	
受講票送付先	☐	事業所	受講証明書の付加要・否	
	☐	自 宅	(CPDS申請時添付必須)	要 ・ 否
	(CPD申請時添付必須)		要 ・ 否	
ふりがな 氏 名				
生年月日	昭和 平成	年 月 日	年 齢	満 歳
現住所	〒 -			
連絡先	※講習当日までに連絡をとる場合がありますので、日中(午前8時30分～午後5時まで)連絡のとれる電話番号をご記入ください。 会社 自宅 携帯等 ()			
受講資格	満18歳以上(申請日での年齢) (※18歳未満の就業は不可です。しかし知識を習得するために教育を受けることは可能です。)			
事業主証明	所在地	上記のとおり相違ないことを証明します。		
	会社名	〒 -		
	代表者名	Ⓜ		
	連絡先	TEL:	FAX:	
備 考	※低圧電気取扱い業務(実技教育)は開閉器(1時間)のみ実施しております。従って、発行した修了証は、残りの低圧の活線作業及び活線近接作業の方法(7時間)等を実施し、各自で実技報告書を当方に提出、承認されれば有効となります。			

証明写真
1枚
(3.0cm×2.4cm)
顔の幅は15mm程度
裏面に氏名を記入・貼付
して下さい

建設業労働災害防止協会徳島県支部 殿 申請年月日 年 月 日

申請者(受講者本人)

【申込書記入にあたっての注意事項】

- ① この申込書に記載する氏名・生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。
- ② 本申込書にご記入いただいた個人情報、修了証へ記載するためのものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。
- ③ 申込書に訂正が必要な場合、訂正線及び下記の訂正印で行うこと。
・個人情報記入欄: 本人の訂正印

【受講申込み時の注意事項】

- ① 事前受付が必要であり定員に達し次第締切りますが、定員に満たない場合は中止となることがあります。受付状況等確認をして下さい。
- ② 欠席時の講習料について、講習日の前々日(営業日)までに受講取消しの連絡がなく、当日欠席した場合は講習料の返還はいたしません。
- ③ 受講日の変更について、年度内において1回限り可能。2回目以降は再度お申込み下さい。